

中小企業信用保険法第二条第五項第三号から第五号の
経済産業大臣が定める事由を規定する告示案に対する意見公募要領

令和6年7月31日
中小企業庁

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項に規定される「特定中小企業者」とは、自然災害、構造的な不況等によって、経営の安定に支障が生じている中小企業者について事業所が所在する市区町村長による認定を受けたもの。

当該認定を有する者は、一般保証とは別枠での保険利用が可能になること等、中小企業信用保険において優遇措置を受けることができるものである。

特定中小企業者の認定にあたっては、現在、地方自治法に基づく技術的助言により運用しているところ、当該認定基準の一覧性を高め市区町村の認定に係る事務負担の軽減を図るため、本告示を行うこととしました。

ついては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見公募をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「中小企業信用保険法第二条第五項第三号から第五号の経済産業大臣が定める事由を規定する告示案」

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省中小企業庁事業環境部金融課（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館7階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年7月31日（水）～令和6年9月4日（水）必着

※電子メールは、令和6年9月4日中（23：59）まで

※「e-Gov」は新システムへの切替作業に伴い、令和6年8月9日（金）19時から令和6年8月13日（火）8時まで（予定）、公示情報の閲覧、意見の提出等のパブリックコメントに関する機能含め、全サービスが利用できませんので、あらかじめご了承ください。

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に御氏名、御連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省中小企業庁事業環境部金融課

パブリックコメント担当 宛

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、御連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-kinyuka-hokanhan@meti.go.jp

（電子メールの件名を「中小企業信用保険法第二条第五項第三号から第五号の経済産業大臣が定める事由を規定する告示案に対する意見」として下さい。）

※ 電話での御意見の提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

